

# THE すまいの 保険

新価・実損払

個人用火災総合保険









# 地震保険は必要保険です！



## 地震保険の補償内容

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は、「地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。

THREEすまいの保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波（以下「地震等」といいます。）による損害は補償されません。

### 地震保険の対象



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例



#### お支払例











点意ごなるとなると重要上契約

費用保険などについて

損害保険金のほかに、事故により発生する費用を補償する  
次の費用保険金または損害防止費用をお支払いします。

損害保険金について

保険の対象とする建物または家財に対し選択した契約プランで補償する事になります。保険金をお支払いする場合は次の通りです。

# ご契約時】にご注意いただきたいこと

## 保険料決定の仕組み

TH-E すまいの保険料は保険金額・保険期間・保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

## 保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故時に備えたものと一致しているか  
ご確認ください。TH-E すまいの保険は、建物のみ、家財のみ、建物と  
家財のいずれかお選びいただけます。  
建物 (注) (注3) (注4)

家財 (注) (注3) (注4)

建物の対象となる建物 (または家財) の所在地位について

ご契約者と被保険者 (補償を受けられる方) が異なる場合は、「ご契約の際に  
ご契約書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者  
が家財の場合は、申込書等に記載する専用住宅に対する保険の対象  
および被保険者の配偶者の間に、親族の方の家財も保険の対象に含みます。  
ご契約者住所と保険の対象の所在地位が異なる場合は、「ご契約の際に  
ご契約者 (申込人) の住所」と「被保険者の住所」を記載する必要があります。  
建物部分のない専用店舗はご契約いただけません。

(注) 同じ住居地を含みます。  
共同住戸とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または戸建物に  
付属して各世帯が炊飯・洗濯・収納をするものといいます。ただし、M構造 (注3) の区分方式の建物の  
共用部分を一括して保険の対象とする場合は、マンション総合保険の扱いとなります。  
(注) 併用住宅とは、住居と生産の用途に用いられる建物です。  
「TH-E すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。  
構造級別の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
保険料は構造級別によって異なります。M構造の建物を保険の対象とする場合は、  
「建物の所有関係」も保険料に影響します。(M構造でご契約料が異なる場合があります。)

1. 下記の(1)～(4)のいずれかに該当する  
共同住戸  
(1)コンクリート造建物  
(2)コンクリートブロック造建物  
(3)れんが造建物  
(4)石造建物  
2. 耐火建築物 (注1)の共同住戸  
3. 鋼構造物 (注1)  
4. 省令準耐火建物

1. 下記の(1)～(5)のいずれかに該当する  
M構造  
T構造  
H構造  
H構造  
M構造およびT構造に該当しない建物  
1. 下記の(1)～(5)のいずれかに該当する  
共同住戸  
(1)コンクリート造建物  
(2)コンクリートブロック造建物  
(3)れんが造建物  
(4)石造建物  
2. 耐火建築物 (注1)  
3. 鋼構造物 (注1)  
4. 省令準耐火建物

1. 下記の(1)～(5)のいずれかに該当する  
共同住戸  
(1)コンクリート造建物  
(2)コンクリートブロック造建物  
(3)れんが造建物  
(4)石造建物  
2. 耐火建築物 (注1)の共同住戸  
3. 鋼構造物 (注1)  
4. 省令準耐火建物

△以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 以下が(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、T構造  
共同住戸  
(1)コンクリート造建物  
(2)コンクリートブロック造建物  
(3)れんが造建物  
(4)石造建物  
2. 耐火建築物 (注1)の共同住戸  
3. 鋼構造物 (注1)  
4. 省令準耐火建物

2. 上記の(1)～(5)のいずれかに該当する場合は、T構  
造となりますが、共同住戸で(1)耐火建築物 (注1)の場合は、T構  
造構造級別の場合には、経済措置を適用しますが、保険料はH構造と同一と  
なります。(注)該当する場合は、所定の補償が必要となります。  
※ 地震保険はH構造の比率から引き下された料率を適用する場合があります。  
他の保険会社からの切替要件の場合は、所定の確認が必要となります。  
(注1) 特定強度倒壊等防止建築基準「主要構造部が準耐火構造の建物」  
「主要構造部が準耐火構造と同等の性能を有する構造の建物」  
を含みます。

## 保険の対象の評価額・保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または貴金属等の保険金額の設定については、それそれ以下の方に  
よって算出します。保険金額は万が一の事故の際に受け取りたいだけの損害保険金の復旧費用の  
限度額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお求めください。

### 1. 運物

① 評価額の算出  
保険の対象である建物を、修理・再建・再取得するのに必要な額を基準とし、新価で評価額を算出  
します。

② 保険金額の設定  
①で決定した評価額の範囲内で、保険金額を任意の額で設定します。(ただし、評価額の10%未満  
の額を保険金額とする事はできません。)

詳しくはP.21「評価額と保険金額について(建物のみ)」をご参照ください。

### 2. 家財

① 評価額の算出  
保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とし、新価で評価額を算出しま  
す。新価の目安については、P.4の「家の新価の目安」を参照してください。

② 保険金額の設定  
①で決定した評価額の範囲内で、保険金額を任意の額で設定します。

### 3. 貴金属等

① 評価額の算出  
以下家財を保険の対象とした場合のご注意」をご参照ください。  
新価の目安については、P.4の「家の新価の目安」を参照してください。



### 家財を保険の対象とした場合のご注意

#### 1. 「貴金属等」の補償について

「貴金属等」の損害については、特価で保険金額を算出します。  
「貴金属等」の損害によって、お手続き方法が異なります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### 2. 滅失、不則かつ突発的な事故の補償限度額 (次のものは、以下を限度にお支払いします。)

対象	事故の区分	限度額
貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円 または貴金属等の保険金額の、それが低い額
通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	以下のなかから、ご希望される保険金額を選択します。 300万円以下 300万円～500万円 500万円～1,000万円 1,000万円超
預貯金証書	盗難	「貴金属等」の詳細をまとめてご記入ください。 ご希望される保険金額を設定します。

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

TH-E すまいの保険料は保険金額・保険期間・保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

保険の対象となる建物について、お客さまが事故時に備えたものと一致しているか  
ご確認ください。TH-E すまいの保険は、建物のみ、家財のみ、建物と  
家財のいずれかお選びいただけます。

建物 (注) (注3) (注4)

建物の対象となる建物 (または家財) の所在地位について

ご契約者と被保険者 (補償を受けられる方) が異なる場合は、「ご契約の際に  
ご契約書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者  
が家財の場合は、申込書等に記載する専用住宅に対する保険の対象  
および被保険者の配偶者の間に、親族の方の家財も保険の対象に含みます。  
ご契約者住所と保険の対象の所在地位が異なる場合は、「ご契約の際に  
ご契約者 (申込人) の住所」と「被保険者の住所」を記載する必要があります。  
建物部分のない専用店舗はご契約いただけません。

(注) 同じ住居地を含みます。

共同住戸とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または戸建物に  
付属して各世帯が炊飯・洗濯・収納をするものといいます。ただし、M構造 (注3) の区分方式の建物の  
共用部分を一括して保険の対象とする場合は、マンション総合保険の扱いとなります。

(注) 併用住宅とは、住居と生産の用途に用いられる建物です。

「TH-E すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。  
構造級別の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
保険料は構造級別によって異なります。M構造の建物を保険の対象とする場合は、  
「建物の所有関係」も保険料に影響します。(M構造でご契約料が異なる場合があります。)

1. 下記の(1)～(5)のいずれかに該当する  
M構造  
T構造  
H構造  
H構造  
M構造  
M構造およびT構造に該当しない建物  
1. 下記の(1)～(5)のいずれかに該当する  
共同住戸  
(1)コンクリート造建物  
(2)コンクリートブロック造建物  
(3)れんが造建物  
(4)石造建物  
2. 耐火建築物 (注1)の共同住戸  
3. 鋼構造物 (注1)  
4. 省令準耐火建物



# 参考データ

どんな事故が多いの？

事故件数ランキング	
事故種別	支払保険金額
水災・風災・雪災など	第1位 2,000万円
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	第2位 漏水などによる水濡れ
漏水などによる水濡れ	第3位 水災・風災・雪災など

※ ランキングには、2021年度に個人用火災総合保険(保険料・支払保険額)は含まれません。

## 家財の支払事例について

自然災害による高額損害から、日常の事故による損害まで、家財のさまざまな事故を補償します。



出典：一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース

## 評価保険について(建物のみ)

THE すまいの保険ではご契約時に建物の新価の評価を適正に行なうことで、その範囲内で保険金額を設定し、これと維持する「評価保険」を導入しています。そのため、万が一の事故の際には「実際の損害額」を支払保険金額から年月が経過し、建物が古くなっている場合でも安心です。

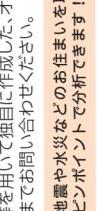
ここで違う！

従来の住宅向け火災保険では、保険金お支払い時に再度評価を行なうため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額から全額補償されないことがあります。

## お住まいの地域の災害リスクがわからぬ！

### 「THE すまいのハサードマップ」をご活用ください！

「THE すまいのハサードマップ」とは、損保ジャパンが公的機関等の各種データや保険金支払データ等を用いて独自に作成したオリジナルのハザードマップです。ぜひ取扱代理店までお問い合わせください。



「THE すまいのハサードマップ」は、お住まいを取り巻く各種災害リスクをヒントで分析できます！

## カーポニユートラルの取り組みについて

損保ジャパンは「SDGs経営」を掲げ、損害保険事業を通じた社会へのさらなる貢献に取り組んでいます。

火災保険においても、密接に関わる住宅への安心・安全の提供を通じた社会貢献を目指しており、その一つに、世界的な地球温暖化への対応であるカーボンニュートラルの実現があります。

経済産業省がカーボンニュートラルの実現に向けて定める「将来目指すべき住宅・建築物の姿」では、2030年時点でのすべての新築物件のZEH化を目指す新築住宅への太陽光発電設備の導入が掲げられています。

損保ジャパンは、住宅に太陽導管装置が発生した際のZEH住宅への建て替えの一助となる補償(建てかえ費用特約P-7参照)や太陽光発電システムが損傷を受けた際の差額利益に対する損失の補償(太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約(P-8参照))を提供することにより、「将来目指すべき住宅・建築物の姿」に寄与し、カーボンニュートラルの実現に貢献していきます。

さらに、約款の送付を省略するWeb絞り款をご選択いただくことで、ペーパーレス化を促進し、自然環境保護へも取り組んでいきます。

ザッキ  
ZEH  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは？

https://www.e-neo.mext.go.jp/category/green\_and\_new\_saving/general/housing/index03.html



# すまいとくらしのアシスタントダイヤル



日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意！以下のサービスをご利用いただけます。

ロック

つまき

119番

WEBからの受付はこちら

※ご利用時には、お客様のお名前と販売番号をお知らせください。



日常のトラブルに、安心のサービスをご用意！

0120-620-119

サービス名

WEBからの受付はこちら

※ご利用時には、お客様のお名前と販売番号をお知らせください。

サービス名

※ご利用時には、お客様のお名

# 住宅修理サービスに関するトラブルにご注意ください!



近年、悪質な住宅修理業者(注)とのトラブル増加が社会問題となっています。  
(注)損害発生時の住宅修理等に關して保険が適用され、過大請求、保険金請求に本來必ずといって営業活動を行い、事故偽装や過大請求、保険金請求などの問題行為を行っている業者です。

## あなたたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を訪問、インターネット広告、SNS等で  
勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

### 1 甘い言葉で誘惑

トラブル

申請いただけます。  
保険金は手数料なしで



うちがサポートすると平均100万円は  
皆さんもらっていますよ。支払われた  
**保険金の使い道は自由**です。

100万円ももらえるの?  
ぜひお願いします!

被害診断から  
保険金の請求まで  
全てこちらに  
お任せください!

もともと古くなつて  
壊れている箇所もあるけど、  
本当に任せたいのかな…

### 2 知らない間に詐欺に加担

トラブル

被害診断から  
保険金の請求まで  
全てこちらに  
お任せください!

もともと古くなつて  
壊れている箇所もあるけど、  
本当に任せたいのかな…



うその理由で保険金請求する  
詐欺に該当するおそれがあります。  
保険金請求のためにはざと屋根を破壊する  
業者も存在します。

## 「保険が使える」にご用心!

保険金の請求はご自身で簡単に  
行なうことができます。

保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。

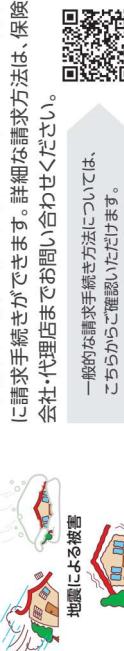
※修理工具作成に当たっては、工務店など依頼先とのトラブルにご注意ください。

地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単

に請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・代理店までお問い合わせください。

一般的な請求手続き方法については、

こちらからご確認いただけます。



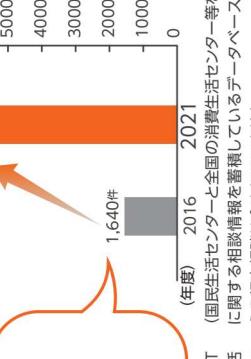
データは2022年4月30日までのPIPO-NET  
オンラインネットワークと全国の消費生活センター等を  
登録分です。なお、消費生活センター相談事例をもとに再構成  
(2020年受付 40歳代 男性 関東地方 国民生活センター相談事例をもとに再構成)

»»» あなたの身近でも増えています! «««

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

### トラブル相談が多く寄せられています。

5年前の  
**約3倍に  
急増しています!**



(国民生活センターと全国の消費生活センター等を  
登録分です。なお、消費生活センター相談事例をもとに再構成)

インターーネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明  
のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後

日、事業者が自己に来訪し、「火災保険で外壁・雨樋、ベランダの手すりの

修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支

払われた時にのみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約を

した。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼

したところ、70万円では修理できないといわれてしまいました。

100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないか。

(2020年受付 40歳代 男性 関東地方 国民生活センター相談事例をもとに再構成)

**お客さまからの  
ご相談に対応します!**  
(平日、土・日・祝日ともに午前9時～午後5時まで)  
損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口  
**0120-0244-10**  
ゼロ ニ シ ヨ ワ ト ラ ブ ル

「保険が使える」と言わされたら!  
損保ジャパン 住宅修理トラブル  
相談窓口か取扱代理店に

**ます相談!**

**トラブル事例を  
YouTubeでもご覧いただけます。**  
日本損害保険協会ホームページ  
【住宅の修理に関する  
トラブルにご注意ください】  
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

**契約トラブルに  
関するご相談先**  
全国共通の「消費者ホットライン」  
電話番号 1188  
身近な消費生活相談窓口につながります!



用語の解説



よくあるご質問

說解

お	汚損	建物について、保険の対象と同一の構造、質、規模、能力のものを再取得することにより汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
き	協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、規模、能力のものを再取得する額に保険契約前に告げられるものとします。ただし、保険の対象と同一の構造、質、規模、能力のものを再取得する額をいいます。
こ	告知事項	危険(注)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とするなどによって保険ジャパンが契約前に告げられるものとします。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。
さ	再調達価額	損害が生じた地において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得する額のをいいます。
し	時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、黒、金属、宝玉および宝石などを含む場合は、書画、骨董、雕刻物その他の美術品、1組または1組の価額が30万円を超えるか若しくは、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
そ	敷地内	同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびそれに準じた土地のことをいいます。(解などの問い合わせを除いた場合のみ)また、公道、河川などが介在しているので敷地内と中止されることなく、これを連続するものとみなします。
そ	自己負担額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとしてお支払します。
そ	新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
そ	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
そ	損害保険金	保険契約により補償される事故によつて直接被った損害、修理と密接に關わる費用を補償する保険金です。
そ	通貨等	通貨および小切手をいいます。
そ	通知義務	ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合には、保険契約者は被保険者に改築した場合などが該当します。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないか事業上婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ひ	被保険者	被保険者を受けられる方のことをいいます。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。
ひ	費用保険金	建物や家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
ふ	復旧費用	損害が生じた地および時ににおいて、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するため必要な費用を復旧費用を除きます。
ほ	保険金	保険契約により補償される事故において保険の対象に設定する契約金額のことをお支払いする金額をいいます。
ほ	保険契約者	提携ジャパンに保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。
ほ	保険の対象	保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。
み	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて保険料を支払う金銭のことを行います。
み	未婚	これまでに法律上の婚姻登録がないことをいいます。

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」の一部を記載  
いたします。その他のご質問に対する回答もインターネット  
上でご覧いただけます。

<https://faq.sompo-japan.jp/>



**Q** 火災保険では地震による損害は補償されないのでですか？

**A** いい、地震保険に加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）直接または間接の原因となる損害は補償されません。

**Q** 地震による火災だけではなく、地震等を原因とする損壊・墜落・倒壊による損害や火災が地震等によって引き起こされたことにより生じた損害についても補償しません。

**Q** 電券によって屋根が破損してしまいました。この損害は「THE すまいの保険」で補償されますか？

**A** いい、保険の対象が建物のご契約の場合には「風災」で補償されます。

※ 損害の額が自己負担額以下の場合は、保険金のお支え対象となりません。

<p><b>Q</b></p> <p>家財にも保険をかけたほうがいいのでしょうか？</p>	<p><b>A</b></p> <p>はい、ご要約をおすめします。</p> <p>家財を保険の対象としてご契約いただくと、家具や電気製品などの生活用の動産が、火災などの事故や落雷・風災などの自然災害に、より多く損害を受けた場合、その損害が補償されます。</p> <p>お支さまの世帯主年齢やご家族構成により違いますが、個々の家庭額を積み上げると、実際には複数の高額となるケースがあります。</p> <p>実際に被る場合でもお支さまの負担は大きいものと思われます。</p>
<p><b>Q</b></p> <p>「貴金属等」とは？</p>	<p><b>A</b></p> <p>次のものをおいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴金属・宝石および宝石ならびに書画・骨董・彫刻その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの。</li> <li>● 税本・諺評書・図鑑・雑誌・木型・紙型・模型・模型・証書・帳簿その他これらに類する物</li> </ul>
<p><b>Q</b></p> <p>携行品保管特約では、スマートフォンやノート型パソコン・眼鏡なども補償の対象になりますか？</p>	<p><b>A</b></p> <p>はい、ご検討ください。</p>

6	Q	A	いいえ、補償料（ほせいりょう）はございません。
7	Q	A	すまいどくらしのアシスタンツダイヤルを 利用したいため、保険料が高くなりますか？
8	Q	A	いいえ、すまいとくらしのアシスタンツダイヤルを 利用しても、保険料が高くなることはございません。
9	Q	A	火災保険の補償について、門・扉・壁・柱しか損害を 受けなかった場合、保険料はどのように計算されますか？

「漏水などによる水濡れ」は、給排水設備の事故や他の人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。ただし、風災・雪災・火災・水災の事故による損害を除きます。また、給排水設備自体に生じた損害は補償されません。(P.15参照)

※絶縁掛が設備自体に生じた損害を除きます。

例：漏水などによる水濡れ>  
 ●天井裏の水管管が破裂し水漏れ損害が発生した。  
 ●給水管管が破裂して室内が水浸しになり、保険の対象が損壊してしまった。

# THE すまいの保険 のサポート体制

## 万が一、事故にあわれたら

事故が起きた場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

### 【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>

【事故サポートセンター】 【受付時間】24時間365日

0120-727-110

●おかげ間違いに  
ご注意ください。



ご契約から事故対応のアドバイスまで、  
損保ジャパンがトータルにサポートします。

### 【LINEでの事故のご連絡】

事故のご連絡から保険金請求までLINEで完結！

24時間いつでも、カンタン、便利！



LINEのお友だち登録はこちる >

## 住宅修理サービスなどのトラブルについて

### ！ご注意

住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください！

「保険が使える」と勧説する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



詳細は、P.23・24をご覧ください。

## 商品に関するお問い合わせ

### 商品についてのお問い合わせ

#### 【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、  
ご使用の端末やご利用環境によっては一部機能がご  
利用いただけない場合があります。

### 損保ジャパン公式ウェブサイト「よくあるご質問」

【パソコン・スマートフォンから】 <https://faq.sompo-japan.jp/>

●ご使用の端末やご利用環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。



## 1分でできるクイック試算

「THE すまいの保険」の保険料を損保ジャパン公式ウェブサイトで簡単に試算できます。

## お客さま向けインターネットサービス

【 損保ジャパンマイページ】 <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/> SOMP Park <https://sompo.pk/3RvZIQN>

便利なサービスを  
いつでも無料で  
ご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせなど



同じIDで  
利用可能！

SOMP Parkは「自分らしく、毎日を豊かに、幸せに」をコンセプトとした、無料の会員サービスです。



(注)個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページはご契約の内容やご利用環境によってご利用いただける機能が異なります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター】



0570-022808

●おかげ間違いにご注意ください。

通話料  
有料

【受付時間】平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このパンフレットは「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。重大事由による解除、事故が起きた場合、引受保険会社が破綻した場合、個人情報の取扱い、などについても併せて記載しておりますので、ご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## 取扱代理店について

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご縛りいただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。



この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションズ協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

IS1703003(8)

## お問い合わせ先



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。